新年のご挨拶

「座して待つ」発想の転換を

東京弁護士会会長　竹之内 明

あけましておめでとうございます。

まずは，震災対応をはじめとする会活動につき，会員・職員の皆様の多大なご尽力・ご協力をいただいておりますことにつき御礼申し上げます。余すところ3ヶ月の任期ですが，今後ともよろしくお願いします。

さて，この機会に，これまでの会活動の一端をご報告させていただきます。

1　震災への取組

震災への取組については，その都度ご報告しておりますが，ここでは被災高校生のための特別義援金活動とこれに併せて開始したツイッターの現状につき改めてご報告します。

昨年7月から東日本大震災で親御さんを亡くされた高校生に月額1万5000円を1年間給付する特別義援金を始めました。募集枠60名に対し140名の応募があり，抽選で決めるのは忍び難く，募金を増やす途を選択し皆様にお願いし，同10月には，目標額を達成することができました。その後も，むつみ会からバザーの売上金全額の280万円をいただき，さらに，ご賛同いただいた福岡県弁護士会から420万円の，愛知県弁護士会から300万円の，提供のお申し出をいただくなどし，支給期間を2年に増やせる見込みです。

皆さまのご厚意に心から感謝申し上げます。

ツイッターにつきましては，費用がかからない新たな広報手段として，特別義援金の募集と時を併せて実施しました。その読者であるフォロワーが1000人に達し，さらに二次的なフォロワーが多数おられますので，少なくとも数万人の方々に広報されていることになります。また，会長声明に対する反響が聴けるなどのメリットもありました。

2　取調べの可視化

取調べの可視化（取調べ全過程の録画）に取り組んできました。

昨年5月以降，特捜，特別刑事部，知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の事件，そしてさらに否認事件についても，被疑者取調べの全過程を含む録音・録画の試行が開始されています。

また，法制審議会に「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置され，取調べの可視化や「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し」などについての審議が始まっています。

「試行」結果を実証的資料とする特別部会での審議によって，取調べ全過程の可視化が実現し，これを突破口に刑事司法の抜本的改革が実現することが期待されます。

3　人質司法の打破

人質司法を打破するための取組の一つとして，全国弁護士協同組合連合会（全弁協）のご協力の下，法改正を経ることなく可能な「新たな保釈保証制度」の実現に取り組んできました。保釈金が用意できないために国選事件での保釈が実現しない事態を打開するためです。

低額な保証料と預託金で全弁協が保釈の保証をする制度で，韓国の保釈保証保険制度を参考に構想され，来年度には実現する見込みです。

4　新人・若手会員への支援

新人・若手会員へのOJT提供のため，「チューター制度」のチューターと被チューターが共同で法律相談・事件受任をできる仕組みにし，そのために法律相談の特別枠も設定する「試行」を行うこととしました。

もう一つの試行が，クラス会制度で，新人・若手会員の横の繋がりを作ることを目指しています。当会がメーリングリストや掲示板を提供するなどしてサポートします。

いずれの試行についても，多数の応募をいただいています。

5　おわりに

未曾有の事態の下で，弁護士・弁護士会には，座して来るを待つのではなく，手を差し伸べて被災者の方々に寄り添うことが求められています。この役割を果たしきることを通して，弁護士・弁護士会の未来を切り拓いていくべきだと考えています。